

国民年金保険料の育児免除制度が始まります

国住民課国保年金班 ☎84-1214
千葉年金事務所 ☎043-242-6320

育児期間中の経済的な支援措置として、10月から国民年金保険料の納付を免除する制度が始まります。

子を育てている方(実父母・養父母)は、申請することで、所得に関係なく納付が免除され、免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対 象 10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する、国民年金第1号保険者の実父母・養父母で、次の要件をすべて満たす方

- ①子と身分(親子)関係が継続していること
- ②子と同一住所であること

免除期間

●実母の場合

産前産後免除に引き続き9か月間(産前産後免除期間と合わせて最大13か月間)

●実父または養父母の場合

子を養育することとなった日の属する月から、1歳になる誕生日の前月まで(最大12か月間)

注 意 点

- ・第2号加入者(会社員や公務員など厚生年金加入者)の方は、厚生年金保険料の免除(産前産後休業・育児期間休業期間)となりますので、年金事務所、または勤務先へお問い合わせください。
- ・第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)は対象外です。

女性向け再就職支援セミナーを開催します！

国産業課経済班 ☎84-1215

千葉県ジョブサポートセンターと近隣市町が共催で、女性向け再就職支援セミナーを開催します。

と き 10月23日(金) 午前10時～正午

と ころ 役場 第3会議室

内 容 ・自己理解と就職スキル
・女性を取り巻く社会環境、労働市場の理解
・自分らしい働き方を見つける
・応募書類作成や面接時に繋がる自己PRを考える

対 象 ・在職、求職中を問わず就職活動中の女性
・ブランクがあり就職活動に自信が持てない方
・再就職活動に不安や迷いがある方
・自分に合った多様な働き方を考えたい方

定 員 30人 ※完全予約制

申込方法 産業課へ電話で申込

持 ち 物 雇用保険受給資格者証

そ の 他 セミナー終了後に「就職に向けた生活・就労に関する出張相談会」を開催します。相談は、個別相談で1人30分までです。参加を希望される方はセミナーと併せてお申し込みください。
※本出張相談は、雇用保険の求職活動実績の対象外です。



軽油引取税のお知らせ

国千葉県佐倉県税事務所
軽油引取税課 ☎043-483-1116

軽油は県内で買いましょう！

軽油引取税は、軽油を購入した販売店の所在する県の収入になり、教育・福祉・道路整備などに使われます。

NO！不正軽油宣言

不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけでなく、県民の健康や地域の環境に悪影響を与える悪質な犯罪行為です。

不正軽油を「買わない」「売らない」「使わない」

不正軽油の販売や使用の防止にご協力をお願いします。